

総務部における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	総務私学課	琉球政府関係文書デジタル・アーカイブ公開データ整備運営業務	令和8年4月1日	56,023,000	公益財団法人 沖縄県文化芸術振興会	沖縄県那覇市小禄1831番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、琉球政府関係文書をインターネットで公開するためのシステムの管理運営及び対象資料の選定等を実施する業務である。 本業務で取り扱う資料は公文書館の所蔵資料であり、公開にあたり行われる個人情報等保護措置業務についての過去の実績及び文書の体系と内容にも熟知していることから、公文書館の指定管理者である左記の者を契約の相手方として選定した。	特命随意契約
2	総務私学課	琉球政府文書(劣化文書)のデジタル化及び事前補修業務	令和8年4月1日	20,498,000	公益財団法人 沖縄県文化芸術振興会	沖縄県那覇市小禄1831番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、公文書館で所蔵する琉球政府文書のうち、劣化の著しい資料の事前補修及びデジタル化を行う業務である。 左記の者は、沖縄県公文書館の指定管理者として、公文書専門員を配置し公文書等の収集、整理、修復及び保存の業務を担っている。また、琉球政府文書のうち劣化の著しい文書の状態について調査・熟知し、簿冊毎に必要な補修を施すことが可能であることから、この業務の特殊性を踏まえ履行可能な唯一の法人であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
3	総務私学課	著作物複写及び電磁的複製利用許諾契約	令和8年4月1日	1,165,107	公益社団法人日本複製権センター	東京都港区愛宕一丁目3番4号 愛宕東洋ビル7F	第167条の2 第1項第2号	当該契約は左記の契約相手方が著作権者から管理委託されている著作物(書籍、雑誌、新聞等)の複写等利用許諾契約である。 全国5紙及び県内2紙(沖縄タイムス、琉球新報)を含む複数社の新聞記事の複写等利用許諾契約を包括するのは公益社団法人日本複製権センターのみであることから同社を契約相手方とした。 ※日本複製権センターは文化庁長官の指定を受け書籍や雑誌、新聞などの著作物の複製等に関する権利を集中管理している公益社団法人である。	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	総務私学課	著作物複写及び電磁的複製利用許諾契約	令和8年4月1日	1,165,107	公益社団法人日本複製権センター	東京都港区愛宕一丁目3番4号 愛宕東洋ビル7F	第167条の2 第1項第2号	当該契約は左記の契約相手方が著作権者から管理委託されている著作物(書籍、雑誌、新聞等)の複写等利用許諾契約である。 全国5紙及び県内2紙(沖縄タイムス、琉球新報)を含む複数社の新聞記事の複写等利用許諾契約を包括するのは公益社団法人日本複製権センターのみであることから同社を契約相手方とした。 ※日本複製権センターは文化庁長官の指定を受け書籍や雑誌、新聞などの著作物の複製等に関する権利を集中管理している公益社団法人である。	特命随意契約
5	人事課	人事情報管理システム等運用保守管理業務委託	令和8年4月1日	8,525,000	株式会社リウコム	那覇市久茂地1丁目7番1号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、平成10年度稼働の人事情報管理システムおよび平成21年度稼働の人事評価支援システムの運用保守を委託するものであり、同システムの詳細設計、処理機能の仕様及び同システム運用の業務内容を十分に熟知している必要がある。 万が一、システム障害が発生した場合でも敏速かつ適正な対応を行うため、システム開発をした業者と同一の社を契約の相手方とした。	特命随意契約
6	人事課	総務事務システム運用保守委託業務	令和8年4月1日	3,905,000	株式会社リウコム	那覇市久茂地1丁目7番1号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、平成30年度に構築した総務事務システムの運用保守を委託するものであり、同システムの詳細設計、処理機能の仕様及び同システム運用の業務内容を十分に熟知している必要がある。万が一、システム障害が発生した場合敏速かつ適正な対応を行うため、システム開発をした業者と同一の社を契約の相手方とした。 なお、平成30年度の業者選定にあたっては、総合評価方式一般競争入札を採用している。	特命随意契約
7	行政管理課	公用車集中管理に係るシステム導入・運用保守業務	令和8年4月1日	1,105,500	丸紅株式会社	東京都千代田区大手町1丁目4番2号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ、左記1者から応募があった。企画提案選定委員会を開き、企画提案内容を確認、採点等を行い、評価基準を満たしていたことから契約の相手方として選定した。	公募型プロポーザル方式による随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	財政課	沖縄県新予算 編成システムソ フトウェア使用 及び保守契約	令和8年4 月1日	3,372,600	株式会社日立製作所 九 州支社 沖縄支店	沖縄県那覇市松山1丁目 1番14号	第167条の2 第1項第2号	沖縄県新予算編成システムは、株式会社日 立製作所九州支社沖縄支店とそのグループ会 社である沖縄日立ネットワークシステムズ株式 会社が平成14年に開発したものである。 開発事業者以外の者が保守運用業務を履行 する場合、障害発生時に責任の所在が不明確 となるため、円滑な運用に著しい支障を生じる おそれがある。 そのため、株式会社日立製作所九州支社沖 縄支店を契約相手方とした。	特命随意 契約
9	財政課	沖縄県新予算 編成支援シス テムアプリケー ション保守及び 運用管理委託	令和8年4 月1日	2,310,000	沖縄日立ネットワース テムズ株式会社	那覇市おもろまち一丁目3 番31号 那覇新都心メディアビル	第167条の2 第1項第2号	沖縄県新予算編成システムは、株式会社日 立製作所九州支社沖縄支店とそのグループ会 社である沖縄日立ネットワークシステムズ株式 会社が平成14年に開発したものである。 開発事業者以外の者が保守運用業務を履行 する場合、障害発生時に責任の所在が不明確 となるため、円滑な運用に著しい支障を生じる おそれがある。 そのため、沖縄日立ネットワークシステムズ株 式会社を契約相手方とした。	特命随意 契約
10	財政課	沖縄県新予算 編成システム 機器賃貸借及 び保守(再リース)	令和8年4 月1日	9,778,560	三菱HCキャピタル株式会 社九州支店	福岡県福岡市博多区店 屋町1番35号	第167条の2 第1項第2号	沖縄県新予算編成システムは、株式会社日 立製作所九州支社沖縄支店とそのグループ会 社により開発し、機器については三菱HCキャピ タル(株)九州支店(前身:日立キャピタル)によ るリース契約となっている。 当該リース元以外において保守運用業務を 履行する場合、障害発生時に責任の所在が不 明確となるため、円滑な運用に著しい支障を生 じるおそれがある。 そのため、三菱HCキャピタル(株)九州支店を 契約相手方とした。	特命随意 契約
11	財政課	沖縄県予算編 成支援システ ム再構築に係 る財務連携機 能改修業務	令和8年4 月1日	7,363,400	富士通Japan(株) 東日本公共ビジネス統括 部(沖縄)	沖縄県那覇市久茂地1- 12-12	第167条の2 第1項第2号	沖縄県予算編成システムの更改にあたって、 財務会計システムとのデータ連携を行うための 機能が必要なため、令和7年度に引き続き本県 財務会計システムの開発・運用を行う当該事業 者との契約を行った。 当該事業者以外が再開発を行うことは、前年 度の開発成果及び連携機能の性能を発揮でき ないほか、予算編成システムの運用開始に開 発が間に合わないおそれがあることから、当該 事業者を契約相手方とした。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	税務課	預貯金等照会 サービスに関 する契約	令和8年4 月1日	4,950,000	北日本コンピューター サービス株式会社	秋田県秋田市南南通築 地15番32号	第167条の2 第1項第2号	県税滞納者に対する滞納処分を目的として、 滞納者が金融機関に有する預貯金口座の有 無、残高等を調査するため、各金融機関が契 約する事業者である左の社と契約を締結する 必要があるため。	特命随意 契約
13	税務課	自動車登録・検 査情報都道府 県提供業務	令和8年4 月1日	5,846,005	地方公共団体情報シス テム機構	東京都千代田区一番町 25番地	第167条の2 第1項第2号	総務省は、地方公共団体システム機構に当 該システムの開発委託を行い、引き続きその運 用保守及び管理を任せている。 本県は、地方公共団体システム機構が一元 化した自動車登録・検査情報をネットワーク配 信により情報提供を受け、自動車税賦課徴収 事務の効率化を図る必要があるため、地方公 共団体システム機構と随意契約を締結した。	特命随意 契約
14	税務課	軽油流通情報 管理システム の運用	令和8年4 月1日	3,496,240	地方公共団体情報シス テム機構	東京都千代田区一番町 25番地	第167条の2 第1項第2号	当システムは、軽油の流通情報を一元管理 し、軽油引取税に係る事務の執行に必要な情 報を、関係都道府県間に相互提供することによ り、軽油引取税の課税の適正化に資することを 目的とし、総務省が、地方公共団体情報シス テム機構に開発委託を行い、引き続きその運用 保守及び管理を任せている。 本県は、報告事務の簡素化・効率化と運用経 費の軽減を図るため、地方公共団体情報シス テム機構と契約を行い当システムを活用する必 要があるため、地方公共団体システム機構と随 意契約を締結した。	特命随意 契約
15	税務課	自動車税申告 書電子化業務	令和8年4 月1日	6,718,448	株式会社オーシーシー	沖縄県浦添市沢岬2丁目 17番1号	第167条の2 第1項第2号	当該業務においては、穿孔結果となる申告書 のデータを遅滞なく確実に税務事務トータルシ ステムに反映させる必要があり、当該システム との連携データレイアウト等の調整が不可欠と なっている。 大量の申告書を迅速かつ確実にデータ化し、 かつ、速やかに税務事務トータルシステムに反 映させるため、税務事務トータルシステムに精 通している株式会社オーシーシーと随意契約を 締結した。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
16	税務課	県税収納等 データ化及び 集計業務等の 委託に関する 契約	令和8年4 月1日	18,762,475	株式会社オーシーシー	沖縄県浦添市沢岬2丁目 17番1号	第167条の2 第1項第2号	株式会社オーシーシーは、税務事務トータルシステム開発時からの参画企業であり、システム開発における概要設計、詳細設計、プログラム製造、運用試験等の各工程及び本稼働から今日までのシステム運用に一貫して携わっており、当該システムのデータベース構造に精通するシステムエンジニア、プログラマ等の技術者を多数雇用しているため、税務事務システム運用上の諸課題に迅速かつ効率的に対応することができる。 当該業務においては、データ化された領収済通知書等のデータを遅滞なく確実に税務事務トータルシステムに反映させる必要があるが、領収済通知書の様式は多種にわたっているため、税務事務トータルシステムとの連携データレイアウト等の調整が不可欠となっている。 また、データ化処理後速やかに県税システムに反映させる必要があることから、納品方法はネットワークを利用したデータ配信により行うこととしているところであるが、そのためには委託業者と本課サーバーとのネットワーク連携が必須であり、当該ネットワーク連携を行えるのは、税務事務トータルシステムのサーバハウジングおよびデータセンターと県庁舎間の専用線にかかる管理を行っている株式会社オーシーシー以外には無いことから、株式会社オーシーシーと随意契約を締結した。	特命随意契約
17	税務課	令和7年度沖縄県自動車税納 期内納付広報 宣伝委託業務	令和8年4 月1日	3,580,000	株式会社 宣伝	浦添市勢理客4丁目15- 15	第167条の2 第1項第2号	公募のプロポーザル方式にて業者選定をした結果、総合的な観点で最も良好であったため。	特命随意契約
18	税務課	自動車税に係 る申告受付業 務	令和8年4 月1日	3,006,000	一般財団法人沖縄県自 動車標板協会	沖縄県浦添市字港川512 番地の4	第167条の2 第1項第2号	当協会においては、昭和59年4月3日付けで証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第3条第1項の規定により証紙代金収納計器取扱人の指定を受けている。 自動車税事務の円滑化を図るために必要な契約となるが、当協会以外に証紙代金収納計器取扱人の指定を受けている者がいないため、当協会と委託契約を行う。	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
19	自動車税 事務所	離島出張車検 に伴う県税業 務委託	令和8年4 月1日	1,594,560	一般財団法人 沖縄県自 動車標板協会	沖縄県浦添市字港川51 2番地の4	第167条の2 第1項第2号	離島出張車検は、陸運事務所(検査の実施)、 沖縄県自動車標板協会(ナンバープレートの発 行、重量税の徴収)、当事務所(自動車税の徴 収、納税証明書の発行、申告書の受付)が連携 し実施している。本契約は離島出張車検の際 に職員が出張して行っていた業務を、事務軽減 のため沖縄県自動車標板協会に併せて行って もらうものであり、その性質上相手方が特定さ れ、競争入札に適さない	特命随意 契約
20	管財課	本庁舎湧水槽 排水機能安定 化業務	令和8年4 月1日	15,103,000	前田建設工業株式会社 沖縄支店	沖縄県那覇市西1丁目19 番地9号	第167条の2 第1項第2号	令和6年度から令和7年度にかけてPFOS及 びPFOA(以下「PFOS等」という。)の濃度低減 を図る各種対策を講じた結果、庁舎内でPFOS 等を浄化する仕組みを構築したことから、令和 8年3月より排水を再開したところである。 令和8年度も引き続きモニタリングを実施し、濃 度低減効果の安定化を図る必要があり、同仕 組みは左記事業者のみ提供できる技術である ため、随意契約を締結することとした。 なお、左記事業者については、令和6年度に実 施した企画提案公募(プロポーザル方式)によ り選定を行った。	特命随意 契約
21	宮古事務 所総務課	令和8年度離 島観光活性化 促進事業(宮古 圏域)	令和8年4 月1日	15,200,000	一般社団法人宮古島観 光協会	沖縄県宮古島市下地字 上地472番地39 2階	第167条の2 第1項第2号	本事業の委託先として求められる公平・中立 な立場で民間事業者等と接することができるこ と、本事業によって得られるノウハウを蓄積し、 宮古圏域の観光振興に継続的に関与できる主 体であることの2つの条件を満たしているため。	特命随意 契約
22	八重山事 務所総務 課	令和8年度離 島観光活性化 促進事業	令和8年4 月1日	15,200,000	一般社団法人 八重山ビ ジターズビューロー	沖縄県石垣市字大川547 番地興ビル206号室	第167条の2 第1項第2号	左記の契約相手方は、観光客の誘致等を図 るため八重山圏域3市町、県及び八重山圏域 の観光協会で構成された団体である。事業を実 施するために必要なノウハウ・専門性があり、 また広域的かつ中立な立場で事業を実施する ことができるのは、八重山圏域において左記の 契約相手方のみであるため。	特命随意 契約
23	行政管理 課	業務プロセスの 見直しに係る課 題解決支援業 務	令和8年4 月20日	2,471,700	株式会社ビーコンラーニ ングサービス	東京都中央区八丁堀3二 丁目25番9号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったとこ ろ、左記3者から応募があった。企画提案選定 委員会を開き、提案内容を確認、採点等を行 い、評価基準を満たしていたことから契約の相 手方として選定した。	公募型プ ロポーザ ル方式に よる随意 契約
24	行政管理 課	データに基づく 政策立案支援 業務	令和8年4 月20日	2,216,896	株式会社NTTデータ九州	福岡県福岡市博多区博 多駅前1丁目17番21号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったとこ ろ、3者から応募があった。それぞれの提案内 容等を選定委員会において審査したところ、左 の者の提案は特に優れていることから評価が 高く、総合得点でも最も高得点であったため、 契約の相手方として選定した。	公募型プ ロポーザ ル方式に よる随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	行政管理課	令和8年度内 部統制研修委 託業務	令和8年4 月22日	1,224,300	フェアレイクス株式会社	東京都千代田区平河町 1-6-15USビル8階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案内容は優れており、評価基準を満たしていたことから、契約の相手方として選定した。	公募型プロポーザル方式による随意契約
26	人事課 (自治研修所)	令和8年度主 査級第一部研 修(政策形成入 門)に係る業務	令和8年5 月13日	2,055,918	株式会社インソース九州 支社	福岡県福岡市博多区東 公園2-17	第167条の2 第1項第2号	本業務は、沖縄県人材マネジメント基本方針における人材育成に基づき、主査級に昇任した職員を対象として、政策形成の理論と手法を修得させることで、多様化・高度化する行政需要に対応した職務目標の達成を図ることをねらいに実施している。 大型テーマパークでのアトラクション制作や大手ゲーム会社での新規事業立ち上げ経験を有し、これまでの受講者からも高い評価を得ている左記の社所属の講師を選任することで、研修科目のねらいに合致した履行が期待でき契約の相手方として選定した。	特命随意契約
27	行政管理課	生成AIを活用した政策立案支援システム提供業務	令和8年5 月19日	1,201,200	沖縄県生成AI活用政策 立案支援システム提供業 務履行共同企業体	那覇市久茂地2丁目2番 2号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、左記1者から応募があった。企画提案選定委員会を開き、提案内容を確認、採点等を行い、評価基準を満たしていたことから契約の相手方として選定した。	公募型プロポーザル方式による随意契約
28	総務私学課	在米沖縄関係 資料整理業務	令和8年5 月29日	5,423,000	公益財団法人 沖縄県文 化芸術振興会	沖縄県那覇市小禄1831 番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務で取り扱う資料は、書誌情報の整理及び公開後に沖縄県公文書館に所蔵し、毀損資料と合わせて管理することとしている。そのため、業務の遂行に当たっては、既存資料の整理方法と整合を図り体系的な目録整備が必要である。 また、この業務の前工程となる収集業務の受託実績があり米国国立公文書館における資料の保存の状態を熟知していること、既存資料と合わせた資料の活用促進について効率的な運用が見込まれることから、沖縄県公文書館の指定管理者である左記の者がこの業務を効率的効果的に遂行できる唯一の事業者であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
29	税務課	沖縄県税務事務トータルシステムのeLTAX第5期更改対応改修(令和8年度実施分)委託業務	令和8年6月3日	106,177,500	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	沖縄県税務事務トータルシステム(以下、基幹システム)は、NEC－OCCコンソーシアムによって開発委託され、平成22年4月から本格稼働した。 本格稼働後の運用保守は、開発委託業者の構成員である株式会社オーシーシーが、日本電気株式会社の技術支援を受けながら行っている。 日本電気株式会社は、基幹システムの開発に参画した会社であるため、全ての税務業務を構成するプログラムについて、熟知・把握しており、トラブル対応、法改正等におけるプログラム変更等についても、的確に対応できる。 稼働中の基幹システムを停止させることなく、迅速かつ効率的で的確なシステムの改修を行うため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、日本電気株式会社と随意契約を締結した。	特命随意契約
30	税務課	eLTAX第5期更改に伴う国税申告検索システム(KJシステム)改修業務	令和8年6月12日	6,331,600	株式会社オーシーシー	沖縄県浦添市沢岬2丁目17番1号	第167条の2第1項第6号	本件委託業務は、株式会社オーシーシーが開発・管理を行っている国税申告検索システム(KJシステム)プログラムの一部改修であり、当該事業者以外の者に発注した場合、システム障害が発生した場合の責任の所在が不明確になること及び障害が発生した場合の迅速な対応が困難になるおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、株式会社オーシーシーと随意契約を締結した。	特命随意契約
31	管財課	本庁舎非常用発電機点検整備業務	令和8年6月18日	4,950,000	福山建設株式会社	浦添市牧港4丁目14番17号	第167条の2第1項第2号	本庁舎非常用発電機は、商用の電源供給が断たれた場合に本庁舎非常用電源の確保を目的に設置されており、非常時における重要設備であることから定期的な点検整備を実施し、万全な状態にしておく必要がある。 また、非常用発電機は各メーカー独自の機器の構造、点検及び調整方法があるため、設備に精通し機器を熟知している業者及び技術員が対応する必要がある。	特命随意契約
32	税務課	滞納整理事務管理監督者研修会業務委託	令和8年6月19日	256,230	公益財団法人東京税務協会	東京都中野区中野4-6-15	第167条の2第1項第6号	左の事業者は、税務職員として豊富な経験と実績を持つ実務精通者を多数擁しており、即戦力として自治体の徴収業務等を強力にサポートできる独自の体制を整えており、本事業において求められる水準の専門性、迅速な実務対応力、及び確実な業務遂行能力を兼ね備えた事業者であるため。	特命随意契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
33	人事課	沖縄県給与Webシステム令和8年度改修業務	令和8年6月25日	12,100,000	株式会社国建システム	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	(株)国建システムは令和3年度から運用を開始した給与Webシステムの開発業者であり、また同システムの保守管理委託業者である。 今回の改修は新規のシステム開発ではなく、現行システムの機能改修であるため、システム内容を十分に熟知している同社でなければ対応が困難である。	特命随意契約
34	税務課	沖縄県税務事務トータルシステム民法改正等対応業務	令和8年6月29日	7,123,820	株式会社オーシーシー	沖縄県浦添市沢岬2丁目17番1号	第167条の2 第1項第2号	税務システム稼働当初から当該システムの運用保守について、株式会社オーシーシーが行っている。 今回の改修委託業務は、当該事業者が運用を行っている税務システムプログラムの一部改修業務であり、当該事業者以外の者に発注した場合、システム障害が発生した場合の責任の所在が不明確になること及び障害が発生した場合の迅速な対応が困難になることが想定される。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社オーシーシーと随意契約を締結した。	特命随意契約
35	職員厚生課	令和8年度人間ドック式健康診断に関する業務委託契約	4月30日	21,037,500	地方職員共済組合沖縄県支部 副支部長	那覇市泉崎1丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	地方職員共済組合沖縄県支部では、保健事業の一環として、地共済人間ドック事業を行っており、一般定期健康診断に替えて人間ドックを希望する職員への対応は、本委託先との随意契約により行う。	特命随意契約
36	職員厚生課	令和8年度沖縄県職員健康診断業務委託契約(本島)	5月1日	29,557,670	一般財団法人 琉球生命済生会 琉生病院	那覇市字大道56番地	第167条の2 第1項第8号	一般競争入札を実施した結果、落札者がなかったため、見積書を徴し、最低の価格で提出した者と随意契約を行った。	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
37	職員厚生課	令和8年度沖縄県職員健康診断業務委託契約(八重山地域)	6月11日	2,058,551	医療法人徳洲会 石垣島徳洲会病院	石垣市大浜字南大浜446番1号	第167条の2 第1項第2号	健診対象者の受診機会の拡大や適切な事後措置を実施するため、地域内の医療機関において健康診断を実施することが望ましいことと、健診受入体制の整備や実施可能な設備を有するなどの条件を満たしている医療機関が八重山地域には本委託先しかないため。	特命随意契約
38	総務私学課	公文書適正保存推進事業委託業務	令和8年4月1日	19,822,000	公益財団法人沖縄県文化芸術振興会	沖縄県那覇市字小禄1831-1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、歴史資料として重要な公文書等を適切に管理・保存することを目的としている。 職員が行う公文書の選別を支援するためには、公文書が歴史的価値を有するか評価する専門知識が必要であり、同知識を有するアーキビスト等が在籍し、沖縄県公文書館指定管理者として公文書の評価を実施している公益財団法人沖縄県文化芸術振興会(沖縄県公文書館指定管理者)を契約の相手方として選定した。	特命随意契約
39	総務私学課	沖縄県法規集データベースの更新及び保守管理業務委託	令和8年4月1日	1,519,980	第一法規株式会社	東京都港区青山2丁目11番17号	第167条の2 第1項第2号	当該契約は、昭和47年の沖縄県法規集の発刊以来、長年にわたる追録発行により生成・蓄積された電子データを活用するため構築された「沖縄県法規集データベース」に係る更新及び保守管理業務であり、履行できる者が当該システムを構築した第一法規株式会社に限定される。	特命随意契約
40	総務私学課	沖縄県文書管理システム等運用維持委託業務	令和8年4月1日	19,889,100	株式会社シナジー 代表取締役 幸田 隆	沖縄県宜野湾市大山七丁目10番14号3階	第167条の2 第1項第2号	当該契約は、沖縄県で使用している文書管理システムの運用維持に係る業務であり、当該システムと連動したヘルプデスク等を適切且つ効率的に行うことが可能な業者は、当該システムのライセンスを有する沖縄唯一の企業である(株)シナジーに限定されることから、同社を契約	特命随意契約
41	総務私学課	高速デジタル印刷機保守及び消耗品供給契約	令和8年4月1日	2,404,952	富士フイルムビジネスインベーションジャパン株式会社沖縄営業所 所長 関 光洋	那覇市久茂地1丁目7番1号	第167条の2 第1項第2号	当該契約は、当課印刷室に設置している高速デジタル印刷機3台に係る保守及び消耗品供給契約であり、機器の調達先が富士フイルムビジネス(株)であるため、同社でなければ契約を履行することが困難である。	特命随意契約
42	総務私学課	県内信書運送契約	令和8年4月1日	834,860	沖縄NXエアカーゴサービス株式会社 代表取締役社長 大島 淳	豊見城市字与根491番地2	第167条の2 第1項第2号	当該契約は、県が発送する信書便に係る運送契約であり、県内に本社がある信書便事業者のうち、仕様書条件で対応(離島の発送を提供等)できる業者が沖縄NXエアカーゴサービス(株)であるため、同社でなければ契約を履行することが困難である。	特命随意契約